

# 地方公共団体における取組事例について

---

平成21年6月3日  
国土交通省

# 最低制限価格等の引上げ

# 低入札価格調査における基準価格等の引上げ

## 低入札価格調査における基準価格の引上げの経緯(国土交通省発注)

S62.4 ~ H20.3

平均的な値 **77%**程度

【計算式】

直接工事費の額  
共通仮設費の額  
現場管理費 × 0.20 } 合計額  
× 1.05

21年

H20.4 ~ H21.3

平均的な値 **82%**程度

【計算式】

直接工事費 × 0.95  
共通仮設費 × 0.90  
現場管理費 × 0.60  
一般管理費等 × 0.30 } 合計額  
× 1.05

1年

H21.4 ~

平均的な値 **85%**程度

【今回見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95  
共通仮設費 × 0.90  
現場管理費 × **0.70**  
一般管理費等 × 0.30 } 合計額  
× 1.05

## 地方公共団体における最低制限価格等の引上げの促進

従来からの取組みに加え、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できるよう、適正価格での契約を推進する観点から、最低制限価格等について、上記改正を踏まえ、地域の実情に応じ、設定範囲の上限(9/10)に設定する等引上げを適切に実施するよう要請。

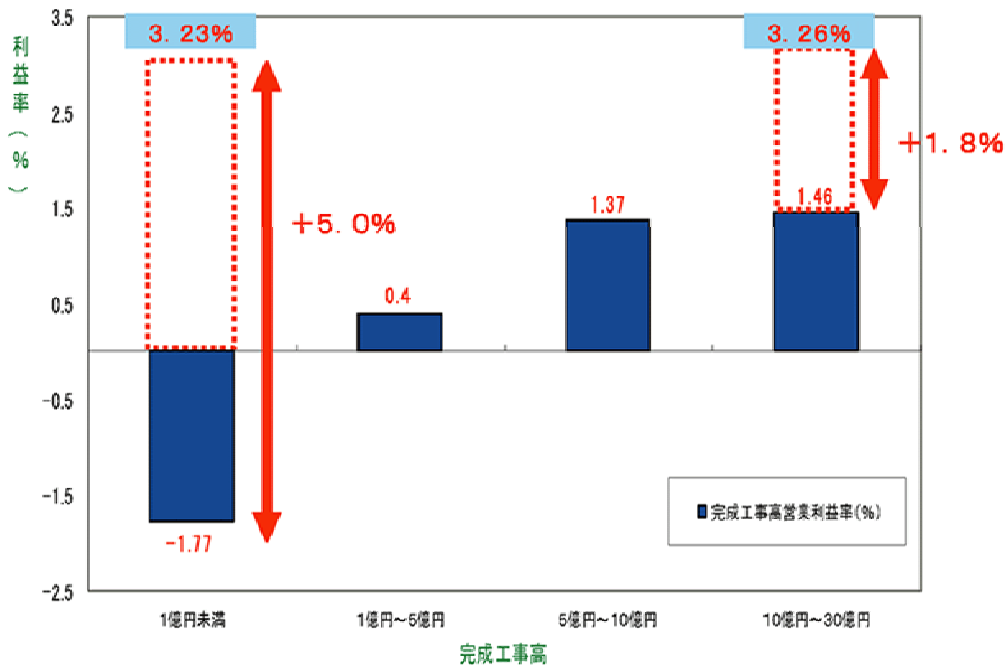
(現状(引上げ予定を含む。))

- ・ 上限の**90%**程度に設定：長崎県、佐賀県、新潟県
- ・ 国の見直しに準拠(平均的な値**85%**程度)：北海道、岩手県、山形県、栃木県、神奈川県、長野県、岐阜県、奈良県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、沖縄県<sub>2</sub>

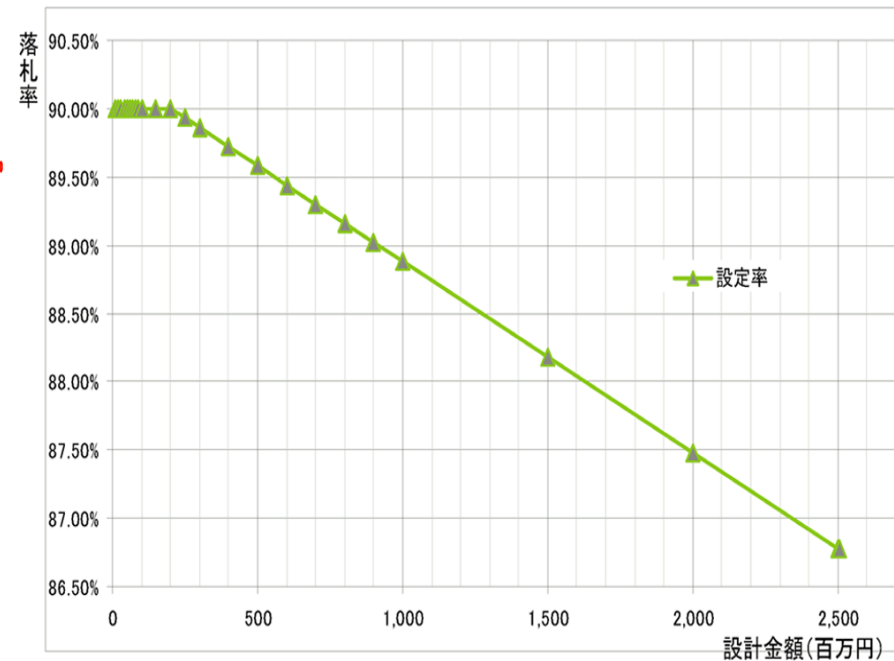
# 長崎県の例 (最低制限価格)

長崎県内の建設企業の営業利益率を全国の前年同様の平均である3.1%程度に引き上げることを目標。企業の規模が小さい程、営業利益率が低いことを勘案し、従前85%程度で設定していた最低制限価格を工事の規模に応じて、2億円以下の工事では5%程度、20億円程度の工事では1.8%程度引き上げ(2億円以下の工事は一律に90%に設定)。

長崎県内の建設企業の  
完成工事高別営業利益率



引き上げ後の最低制限価格の設定割合



# 佐賀県の例(最低制限価格)

比較的小規模な工事が多く、直接工事費や、共通仮設費の節減が見込めないため、100%算定。

また、現場管理費を100%算定し、結果的に上限(9/10)に近い率に設定。

平成21年4月1日から設計価格250万円超の原則としてすべての工事において改正。

## 【改正後の範囲】

予定価格の2/3 ~ 9/10

## 【改正後の算定式】

直接工事費

(建築(関連) × 0.95)

共通仮設費

現場管理費

一般管理費等 × 0.10

合計額

× 1.05

# 新潟県の例(最低制限価格)

比較的小規模な工事が多く、直接工事費や、共通仮設費の節減が見込めないため、100%算定。

また、現場管理費の算定割合を引き上げ、80%算定。

平成21年4月1日から改正。

【改正後の範囲】

予定価格の8.5 / 10 ~ 9 / 10

【改正後の算定式】

直接工事費

共通仮設費

現場管理費等 × 0.80

一般管理費 × 0.30

合計額

× 1.05

特別なもの(設備工事の一部等)については、8.5 / 10 ~ 9 / 10の範囲内で個別に定める。

# 地域の建設企業の適切な評価

# 地域保全型工事(新潟県)について

・地域振興局委任工事のうち、地域の安全・安心確保に深く関わる一定の工事について、地域整備部等の管内に主たる営業所を有する地元貢献企業に優先的に発注。

## 地域保全型工事の概要

地域保全型工事とは、(1)から(3)までの選定基準をすべて満たす地域振興局委任工事のうち、地域振興局審査会工事部会で選定した土木一式工事を地域貢献地元企業のみの入札として実施。

- (1) 地域の安全・安心確保に深く関わる工事で、地域の災害履歴や地形地質などを踏まえた対応を必要とする工事又は地域住民との信頼関係のもと円滑かつ迅速な調整を行う必要がある工事であること
- (2) 災害復旧工事又は維持・補修系工事(道路(維持管理課で発注する歩道、側溝新設等工事を含む。)、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、下水道等の工事)であって、地域整備部等が適当と認めたものであること
- (3) 特殊な技術(工法、資機材)を要しない予定価格250万円超7,000万円未満の工事(本年4月に5000万円未満から引上げ)であること

## 地域貢献地元企業の定義

災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献することにより社会的評価を受けている入札参加資格者のうち、以下に定める要件をすべて満たす者。

- (1) 土木一式工事に関し入札参加資格者名簿に登載されていること
- (2) 過去5年度以内に「地域保全型工事」を発注する地域整備部等の管内において次のいずれかの実績を有すること。

災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査

災害発生直後の緊急の維持管理業務(通行止めバリケード設置など)

災害発生直後の応急工事

県管理施設の除雪

平常時の県管理施設の点検・パトロール(夜間・休日)

その他地域貢献に関わる活動として地域整備部等があらかじめ定めたもの

- (3) 「地域保全型工事」を発注する地域整備部等の管内に主たる営業所を有すること。

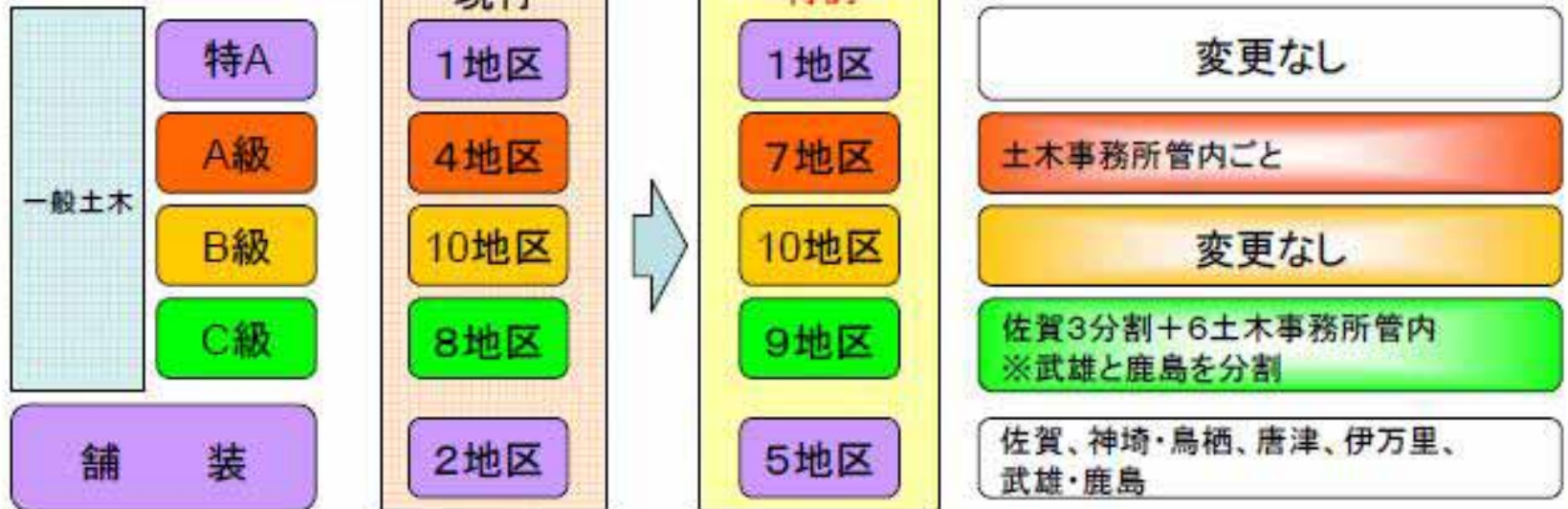


# 佐賀県の例(地域要件の絞り込み)

- ・国の「生活対策」や「生活防衛のための緊急対策」にも呼応した「暮らしを守る・活力を生み出す緊急総合対策」の一環として、事業の実施に当たり、本経済対策の成果を高めるため、入札参加の地域要件の絞り込みを実施。

## 緊急総合対策に係る工事の入札・契約制度の特例

### 地域要件の絞り込み



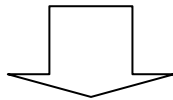
# 予定価格の事前公表の取りやめ

# 福島県の例(予定価格の事後公表への移行)

- 平成20年度における予定価格の事後公表の一部試行の結果を踏まえ、平成21年度から予定価格を全面事後公表に移行。

## (現行)

工事の予定価格については、平成16年度から事前公表。  
平成20年度に事後公表を一部試行。



## (見直し案)

- (1) 原則として予定価格を事後公表。
- (2) 例外的な対応として、例えば、年度末の短期間に契約を締結する必要がある国の緊急経済対策による工事など、契約手続期間に余裕がなく予定価格超過による入札やり直しが困難で、やむを得ず公告期間(見積期間)を短縮する場合は、事前公表。

## (見直し理由)

平成19年度において、

予定価格を目安に、積算せずに入札に参加する業者の存在  
最低制限価格が類推され、低入札発生の要因になっている  
多数の入札参加者によるくじ引きの発生

などの課題が指摘されている状況を踏まえ、予定価格事後公表  
を試行してきたが、以下のとおり、一定の効果が確認できた。

事後公表は、事前公表と比較して

- 特定の落札率へ集中する傾向が見られないこと
- 最低制限価格を下回っての失格や低価格入札の発生割合が低いこと
- 落札者決定のためのくじ引きの発生割合が低いこと
- 全員が予定価格を超過し、入札不調となった事例が少ないこと

また、予定価格を探るなどの不正行為や情報漏えいなどは確認されていないが、平成18年12月に官製談合防止法が改正され、職員による入札等の妨害の罪が新設され、入札に関する秘密情報の漏洩が厳罰化された。

さらに、本県では、平成19年度以降、以下のとおり不正行為防止対策が強化されていることから、予定価格の公表時期については(案)のとおり見直すこととしたい。

- 予定価格を探ろうとする行為へのペナルティの新設
- 職員が不正行為を発見した場合に通報する外部窓口の設置
- 職員に対する働きかけがあった場合に公表する制度の新設
- 業者からの設計図書に関する質問は、原則、文書で受け取り、回答はホームページで行うなど、職員との接触を回避

# 北海道の例(予定価格の事後公表への移行)

- ・平成19年度から実施してきた予定価格の事後公表の一部試行の結果を踏まえ、平成20年12月から予定価格を全面事後公表に移行。

平成19年8月に策定した「入札契約制度の適正化に係る取組方針」の中で、透明性の確保や公正な競争を促進させるため、一般競争入札の拡大、予定価格の事後公表の試行、総合評価方式の拡充などの取り組みを平成19年10月から順次実施しているところ。

予定価格については、平成16年度から事前に公表をしてきたところですが、契約金額を決定するための基準となる予定価格は、公正な競争の観点から秘密性の確保が望ましいことなどから、平成19年10月から事後公表の試行を行ってきたところ。

これまでの試行状況を検証した結果、工事の予定価格の公表については、事後公表を全面実施。

## 【事後公表】

### 実施時期

平成20年12月1日以後の公告等に係る工事等から適用

### 対象工事等

(工事)

...競争入札に付すすべての工事を対象とします。

# 入札期間等の短縮

# 佐賀県の例(入札期間の短縮)

- ・国の「生活対策」や「生活防衛のための緊急対策」にも呼応した「暮らしを守る・活力を生み出す緊急総合対策」の一環として、事業の実施に当たり、本経済対策の成果を高めるため、入札手続期間の大幅に短縮。

## 建設工事に係る入札手続期間の短縮

目的

- ・手続期間の短縮による工事の早期発注  
(建設業法施行令第6条のやむを得ない場合の見積期間を適用)
- ・地域経済の活性化

当面の間の  
暫定

5,000万円以上



500万円以上～5,000万円未満



500万円未満



# 福岡県福岡市の例(支払いの迅速化等)

- ・福岡市では、中小企業を取り巻く経営環境が急激に厳しさを増している状況を踏まえ、設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化、工事代金の支払いの迅速化などの支援措置を実施。

- ・設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減します。

## 設計変更へのスピーディな対応(直ちに)

請負業者からの質問や協議に発注者が直ちに回答することにより、工事の手持ちを短縮します。(ワンデーレスポンスの実施)

設計変更がより円滑に行われることを目的として、設計変更ガイドラインの策定を行います。

## 工事書類の簡素化(2月1日～)

工事完了時に提出する書類の一部で、請負業者の負担の大きい工事写真整理帳について、電子媒体による提出のみとし、紙媒体での提出を不要とします。

- ・工事代金の支払い手続きをスピードアップします。

## 工事完了から検査までの期間短縮(2月1日～)

契約約款では完了届提出日から14日以内の検査としていますが、検査体制の強化を図り、10日以内の検査を目指します。

## 工事代金支払い期限の短縮(直ちに)

工事代金の支払期限について、契約約款では請求日から40日以内としていますが、20日以内への短縮を目指します。

# 総合評価方式の拡充



# 福島県の例(総合評価方式の拡充)

- 総合評価方式の対象金額を従来1000万円以上から250万円以上に拡大するとともに加算点の割合を引き上げ。

## 4 平成21年度総合評価方式における主な改正点について

### (1) 対象件数の拡大

公共工事の品質確保を図るため対象件数を拡大するとともに、入札参加者の負担軽減などを考慮し特別簡易型の対象を拡大することとし、農林水産部、土木部所管工事については以下のとおりとする。

また、他部局における営繕工事等については、関係機関と協議のうえ対象とする。

予定価格	改正前	改正後
2億円以上	標準型(全件)	標準型(全件)
5千万円以上	簡易型(抽出)	簡易型(全件)
3千万円以上		特別簡易型(全件)
1千万円以上	特別簡易型(抽出)	特別簡易型(抽出)
250万円超	—	

### (2) 加算点の改正

特別簡易型の適用区分を拡大することから、価格以外の要素を適切に評価するため、特別簡易型の加算点を高める。

また、特別簡易型の加算点増に伴い、簡易型及び標準型の加算点も高める。

形式	改正前の加算点	改正後の加算点
特別簡易型	10点	20点
簡易型	30点	35点
標準型	50点又は70点	55点又は75点

# 宮崎県の例(総合評価方式の拡充)

- ・平成21年1月に地元企業を育成するための簡易な総合評価方式(地域企業育成型)を創設し、総合評価方式の対象金額を250万円以上に拡大するとともに、4月からは地域企業育成型の対象をさらに拡大

## (2) 入札・契約制度の検証と見直し

より公正、透明で競争性が確保された制度を念頭に、引き続き検証と見直しを行い、より良い制度の構築に取り組みます。

- ① 建設工事は、総合評価落札方式(注1)の試行対象工事を250万円以上とし、全体で500件程度実施
- ② ①のうち、地域企業育成型(注2)について、土木一式工事に建築一式工事を追加し、上限額を3千万円未満まで引き上げ、250件程度試行

### 注1) 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための技術など、価格以外の要素を含めて総合的に評価し、落札者を決定する方式。

### 注2) 地域企業育成型

本県における総合評価落札方式の型式の一つ。地域企業の育成を促進するための小規模工事を対象とした簡易な方式として平成21年1月から試行を開始。

# 岐阜県の例 (総合評価方式の拡充)

- 岐阜県と県下市町村で組織する協議会に総合評価共同審査会を設置し、地方自治法で実施が求められる学識経験者の意見聴取を共同で実施。

## 岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織・業務

岐阜県公共事業執行共同化協議会では、協議会の下に、各圏域1名以上の幹事からなる幹事会を持ち、また、特定のテーマについて具体的かつ実務的に検討するために部会を設置。

現在、部会には、総合評価審査部会、人材育成部会、工事成績評定部会、維持管理部会が存在。

### 【総合評価審査部会】

建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達を実現することを目的とし、総合評価審査部会を設置し、公共事業執行に係る総合評価落札方式の共同審査会に関する事、その他部会の目的達成に必要な事項に関する事等について協議を行います。

### 【総合評価共同審査会】

会員が発注する建設工事に係る総合評価落札方式の審査等を行うにあたり、学識経験者の意見聴取を行うため、共同審査会を設置し、次に掲げる事項について審査します。

- 1) 総合評価落札方式を行おうとするときは、総合評価落札方式によることの適否
- 2) 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- 3) 総合評価落札方式における落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限範囲内の価格をもって行われた申し込みのうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なもの決定



H21.05.19 現在